

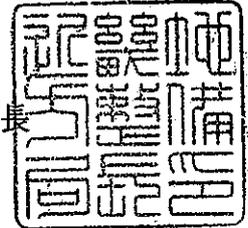
「川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について」
に対する関係地方公共団体の長、関係利水者の回答について



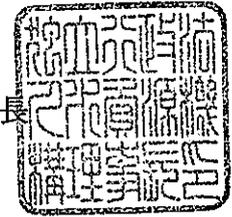
国近整河計第15号
26ダ設第35号
平成26年7月3日

三重県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに川上ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、川上ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「川上ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成26年7月17日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

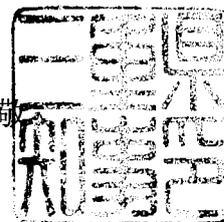
※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮（提出先）
水資源機構 関西支社 計画課 課長 中村

県土第 10 - 21 号
平成 26 年 7 月 16 日

国土交通省近畿地方整備局長
森 昌文 様

三重県知事
鈴木 英敬



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 7 月 3 日付け国近整河計第 15 号、26 ダ設第 35 号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

「川上ダム建設事業については、「継続」することが妥当であると考えられる。」とした対応方針（原案）については、異存ありません。

今後は、1 日も早く対応方針を決定するとともに、建設期間をできるだけ短くし、川上ダムの早期完成を望みます。

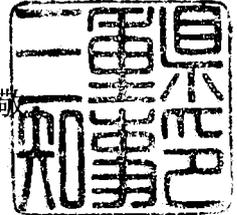
また、事業執行にあたっては、さらなるコスト縮減を図り事業費の縮減に努力していただきたい。

事務担当：県土整備部防災砂防課
ダム班 XXXXXXXXXX
TEL 059-224-2730
FAX 059-224-2684

県土第 10-22 号
平成 26 年 7 月 16 日

独立行政法人 水資源機構
理事長 甲村 謙友 様

三重県知事
鈴木 英敬



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 7 月 3 日付け国近整河計第 15 号、26 ダ設第 35 号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

「川上ダム建設事業については、「継続」することが妥当であると考えられる。」とした対応方針（原案）については、異存ありません。

今後は、1 日も早く対応方針を決定するとともに、建設期間をできるだけ短くし、川上ダムの早期完成を望みます。

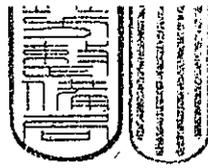
また、事業執行にあたっては、さらなるコスト縮減を図り事業費の縮減に努力していただきたい。

事務担当：県土整備部防災砂防課

ダム班

TEL 059-224-2730

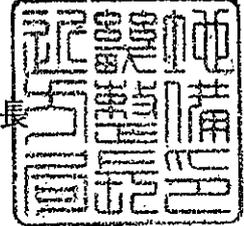
FAX 059-224-2684



国近整河計第15号
26ダ設第35号
平成26年7月3日

京都府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに川上ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、川上ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「川上ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成26年7月17日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮（提出先）
水資源機構 関西支社 計画課 課長 中村

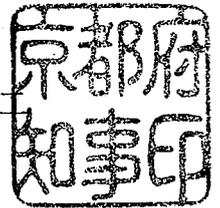


6 河 第 3 1 2 号
平成 2 6 年 7 月 1 6 日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

京都府知事 山田 啓



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取に
ついて (回答)

平成 2 6 年 7 月 3 日 付け 国近整河計第 1 5 号 及び 2 6 ダ設第 3 5 号 で 意見照会 の こ
と について、別紙 の と お り 回 答 し ま す。

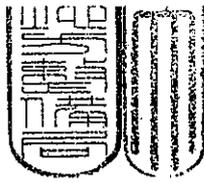
京都府建設交通部

河川課流域担当 075-414-5288

(別紙)

■ダム事業

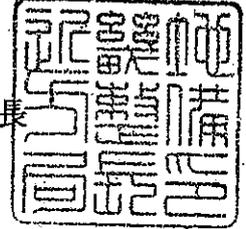
事業名	川上ダム建設事業
意見	<p>川上ダム建設事業について継続することが妥当という対応方針（原案）に異論はない。</p> <p>なお、早期に検証を終えるとともに、早期完成を目指し、ダム事業の推進に努められたい。また、事業実施にあたっては、コスト縮減と工期短縮に努めるとともに、既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量について治水安全度の向上に有効活用をお願いしたい。</p>



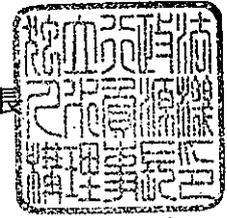
国近整河計第15号
26夕設第35号
平成26年7月3日

大阪府知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに川上ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、川上ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「川上ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成26年7月17日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮（提出先）
水資源機構 関西支社 計画課 課長 中村

河整第1434号
平成26年7月17日

国土交通省 近畿地方整備局長 様



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年7月3日付け国近整河計第15号及び26ダ設第35号にて照会のありました標記の件について、別添の関係市町長からの意見を添え、下記のとおり回答します。

記

「川上ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については異存ありませんが、以下の事項を要望します。

1. 淀川流域の治水安全度向上のため、事業効果の早期発現に努めること
2. 建設費用とその負担の更なる縮減を図ること
3. 「淀川水系水利用検討会」での検討を早急に進め、既存ダムの利水容量を有効に活用すること

河整第1434号
平成26年7月17日

独立行政法人 水資源機構理事長 様



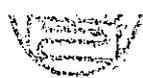
川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年7月3日付け国近整河計第15号及び26ダ設第35号にて照会のありました標記の件について、別添の関係市町長からの意見を添え、下記のとおり回答します。

記

「川上ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針（原案）案については異存ありませんが、以下の事項を要望します。

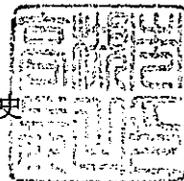
1. 淀川流域の治水安全度向上のため、事業効果の早期発現に努めること
2. 建設費用とその負担の更なる縮減を図ること
3. 「淀川水系水利用検討会」での検討を早急に進め、既存ダムの利水容量を有効に活用すること



高都企第 437 号
平成26年 7月14日

大阪府知事
松井 一郎 様

高槻市長
濱田 剛史



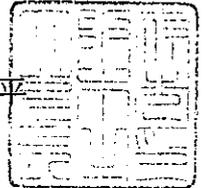
川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

淀川水系木津川支川前深瀬川に建設される川上ダムは、淀川本川の洪水調整機能を有しており、完成後は本市の河川洪水リスク低減に繋がることから、速やかな事業の推進をお願いします。

茨下 第 2 0 7 8 号
平成 26 年 7 月 1 1 日

大阪府知事 様

茨木市長 木本 保平



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 7 月 7 日付け河整第 1405 号で照会のありました標記については、
下記のとおりです。

記

意見なし

問い合わせ先：

茨木市建設部下水道課水路係

TEL:072-620-1665

26 吹下管第 287-2 号
平成 26 年 7 月 10 日
(2014 年)

大阪府知事
松井 一郎 様

吹田市長
井上 哲也



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について (回答)

平素は本市行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。
平成 26 年 7 月 7 日付け河整第 1405 号で照会頂きました標記の件につきまして「意見なし」と回答させていただきます。

〔連絡先〕

吹田市下水道部水循環室下水道管理課

管理担当：■■■■■

電 話：06-6384-2068 (直通)

F a x：06-6368-9903

摂下事第 537 号
平成 26 年 7 月 14 日

大阪府知事
松井 一郎 様

摂津市長
森山 一正



川上ダム建設事業の検証に係る検証に関する意見(回答)

平成 26 年 7 月 7 日付河整第 1405 号、川上ダム建設事業の検証に係る検討について、
「川上ダム建設事業に係る検討報告書」の内容に意見ないことを回答いたします。

島 都 都 第 4 6 3 号

平成 2 6 年 7 月 1 4 日

大阪府知事 様

島本町長 川口



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

平成 2 6 年 7 月 7 日付け河整第 1 4 0 5 号で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見ございません。

【連絡先】

島本町役場 都市創造部 都市整備課

TEL : 075 - 962 - 2848

土総第 59 号

平成26年7月15日

大阪府知事 様

枚方市長



川上ダム建設事業の検証に係る検討事項に関する意見聴取について（回答）

平成26年7月7日付河整第1405号にて依頼のありました表記件につきまして下記のとおり回答いたします。

記

回答内容：川上ダム建設事業は、本市域における淀川流域の治水安全度の向上が期待できることから川上ダム建設事業の整備促進を要望した上で、川上ダム建設事業の検証に係る検討事項につきましては意見なしとして回答させていただきます。

建 水 第 667 号

平成 26 年 7 月 14 日

大阪府知事 様



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する
意見聴取について（回答）

平成 26 年 7 月 7 日付け、河整第 1405 号にて依頼のありました標記の件につき
まして、下記のとおり回答します。

記

1. 意見なし

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

まち建設部 水・みどり室 河川担当 XXXXXXXXXX

TEL 072-824-1181 内線 2782

fax 072-825-2634

Mail:kasen@city.neyagawa.osaka.jp

守下業第 110 号の 2
平成 26 年 7 月 14 日

大阪府知事様

守口市長 西端 勝



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

平成 26 年 7 月 7 日付け、貴河整第 1405 号で照会のありました、標記の件につきまして下記のとおり回答いたします。

記

川上ダムについては、下流部に位置する淀川流域において治水効果があると理解しておりますので、効率的速やかに整備を進めていただきたい。

大東み第464号

平成26年7月14日

大阪府知事 様

大東市長 東坂 浩一



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年7月7日付け河整第1405号で照会のありました標記について、
下記のとおり回答いたします。

記

意見ございません

門ま土 467号

平成26年7月8日

大阪府知事

松井 一郎 様

門真市長 園部 一成



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年7月7日付け河整第1405号で意見聴取のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

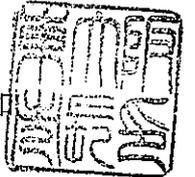
記

1. 特に意見はありません

東大阪土河第507号
平成26年7月8日

大阪府知事 様

東大阪市長 野田 義和



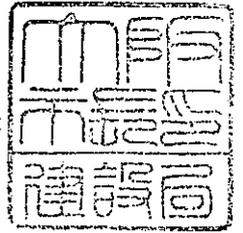
川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について（回答）

去る平成26年7月7日付河整第1405号にて照会のありました標記の件
につきまして、意見がない旨回答します。

大建第 42871 号
平成 26 年 7 月 14 日

大阪府知事 様

大阪市長

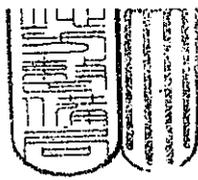


川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 26 年 7 月 7 日付け河整第 1405 号にて照会のありました「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する意見について、次のとおり回答します。

記

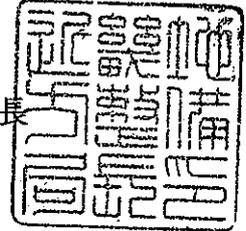
特段の意見はありません。なお、淀川最下流に位置する大阪市の地理的状況を踏まえ、早期に当該ダム建設の進捗を図っていただきたい。



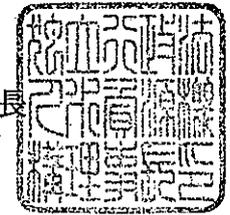
国近整河計第15号
26ダ設第35号
平成26年7月3日

奈良県知事 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに川上ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、川上ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「川上ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3 1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成26年7月17日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願いいたします。

※ お問い合わせ先等

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮（提出先）
水資源機構 関西支社 計画課 課長 中村



河 第 168 号

平成 26 年 7 月 15 日

国土交通省

近畿地方整備局長 殿

奈良県知事



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見について（回答）

平成 26 年 7 月 3 日付け国近整河計第 15 号で照会のありました標記のことについて、意見はありません。

なお、川上ダム建設事業の実施においては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いします。

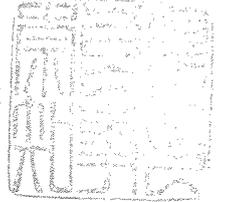
河 第 169 号

平成 26 年 7 月 15 日

独立行政法人

水資源機構理事長 殿

奈良県知事



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見について（回答）

平成 26 年 7 月 3 日付け 26 夕設第 35 号で照会のありました標記のことについて、意見はありません。

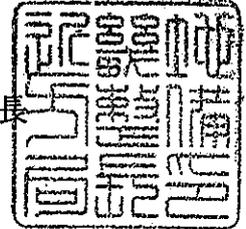
なお、川上ダム建設事業の実施においては、コスト縮減に留意しつつ、計画的・効率的に実施されるようお願いします。



国近整河計第15号
26ダ設第35号
平成26年7月3日

伊賀市長 殿

国土交通省 近畿地方整備局長



独立行政法人 水資源機構理事長



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政並びに川上ダム建設事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、川上ダム建設事業は「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき検証に係る検討を行っており、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取等を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「川上ダム建設事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目第3-1（2）に定める意見聴取として、「報告書（原案）案」に対する貴職のご意見を平成26年7月17日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

※ ご意見の回答・問い合わせ先

近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮（提出先）
水資源機構 関西支社 計画課 課長 中村



伊水総第275号

平成26年7月14日

国土交通省 近畿地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

三重県伊賀市長 岡本 栄



川上ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成26年7月3日付け国近整河計第15号、26ダ設第35号で照会のありましたこのことについて、関係利水者として下記のとおり回答します。

記

〔意見〕

伊賀市では、川上ダムからの受水を前提として三重県企業庁において実施された「伊賀水道用水供給事業」を平成22年4月に継承しました。しかし暫定豊水水利権での稼働率は約50%しかなく、昨年市が独自に設け審議された「川上ダムに関する検証・検討委員会」からの上申書に基づき、水需要や水源等の見直しを行った結果、川上ダムに現計画での利水を求めないと安定した水道水の供給ができないとの結論に達しており、川上ダム建設事業への利水参画継続の意思表示も行ったところです。

今般、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」での詳細な検討結果を踏まえて作成された「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」では、総合的な評価において最も有利な案は「川上ダム案」であると評価され、対応方針（原案）案として、川上ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられると示されたことは、極めて妥当であると考えると共に、次のことについて強く要望します。

- 1) 川上ダムの検証作業を早急に終え、本体工事に早期着手されたい。
- 2) 利水者として現計画以上の負担が生じないよう、さらなるコスト縮減と工期短縮に努められたい。